

伊根町子どもの移動経路及び通学路等の安全推進協議会設置要綱

(趣旨)

第1条 子どもの移動経路及び通学路（以下「移動経路等」という。）の安全を確保するため、移動経路等における交通事故等を防止する方策を協議する伊根町子どもの移動経路及び通学路等の安全推進協議会（以下「推進協議会」という。）を設置する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 移動経路 未就学児等が日常的に集団で移動する経路をいう。
- (2) 通学路 小中学校の児童及び生徒が通学に利用する道路（道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路及び同法に規定されない道路のうち、人の通行の用に供するものをいう。）で、校長が指定し、教育委員会が承認したもの及びその区間をいう。

(所掌事項)

第3条 推進協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 移動経路等の安全対策及び安全点検に関すること。
- (2) 安全な移動経路等の設定に関すること。
- (3) その他移動経路等の安全確保に必要な事項に関すること。

(組織)

第4条 推進協議会は、11人以内の委員で構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学校関係者
- (2) 保育所関係者
- (3) 道路管理者
- (4) 交通管理者
- (5) 交通安全対策関係者
- (6) 教育長
- (7) その他町長が特に必要と認める者

3 委員の任期は、委嘱又は任命の日からその日が属する年度の翌年度の末日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 推進協議会に会長を置く。

- 2 会長は、教育長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理し、推進協議会を代表する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 推進協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を求めることができる。
- 3 会長は、委員が会議に出席できないときは、当該委員の所属機関に属する者に代理出席を依頼することができる。

(庶務)

第7条 推進協議会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進協議会の運営について必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この告示は、令和3年4月23日から施行する。